

物流総合効率化法 「総合効率化計画」 認定申請の手引き 【参考資料】

(特定流通業務施設関係)



国土交通省



- 本資料は、物流総合効率化法の認定申請に当たり、総合効率化計画を作成するための参考となる情報をまとめたものです。
- 「総合効率化計画「認定申請の手引き」」、「物流総合効率化法関係法令集」等とともに、総合効率化計画の作成にお役立てください。
- 本資料に掲載されている様式については、国土交通省の物流部門のウェブサイトに掲載されていますので、ご活用ください。

詳しくはWebで！ いますぐアクセス！！

（国土交通省ウェブサイト：物効法ページ）

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html>

物効法

検索



物流総合効率化法「総合効率化計画」認定申請の手引き

【参考資料】(特定流通業務施設関係)

目 次 ①

1. 物流総合効率化法の認定要件(設備要件)の概要	1
1-1 荷さばき及び輸送の効率化(必須要件)	
1-1-1 高規格バース	2
1-1-2 大型車対応荷さばき・転回場	3
1-1-3 エレベーター又はランプウェイ構造	4
1-1-4 搬入用自動運搬装置	5
1-1-5 搬出用自動運搬装置	5
1-2 荷さばき及び輸送の効率化(選択要件)	
1-2-1 貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫	6
1-2-2 到着時刻表示装置(トラック予約受付システム)	7
1-2-3 特定搬出用自動運搬装置	8
1-3 流通加工	
1-3-1 流通加工の用に供する設備	9
1-4 保管要件(必須要件)	
1-4-1 貨物保管場所管理システム	10
1-4-2 データ交換システム	10
1-4-3 強制送風式冷蔵装置	11
1-4-4 くん蒸ガス循環装置	12
1-4-5 くん蒸ガス保有力	12
1-5 倉庫内作業の効率化要件(選択要件)	
1-5-1 無人搬送車	13
1-5-2 自動化保管装置	13
1-5-3 高度荷さばき装置	14
1-5-4 自動検品システム	14
1-6 災害要件(必須要件)	
1-6-1 非常用データ保存システム	15
1-7 災害要件(選択要件)	
1-7-1 保管場所免震装置	16
1-7-2 保管棚制震装置	16
1-7-3 保管棚固定装置	16
1-7-4 貨物落下防止装置	17
1-7-5 パレット連結装置	17
1-7-6 貨物・パレット一体包装装置	17

物流総合効率化法「総合効率化計画」認定申請の手引き
【参考資料】(特定流通業務施設関係)
目 次 ②

2. 認定要件のチェックリスト	
2-1 普通倉庫	18
2-2 冷蔵倉庫	19
2-3 貯蔵槽倉庫	20
3. 目標値の計算方法	
3-1 二酸化炭素(CO2)削減目標の計算方法(改良トンキロ法)	21
3-2 二酸化炭素(CO2)削減目標計算シート	22
3-3 荷待ち時間削減目標計算シート	24
3-4 施設内作業員のオペレーション改善目標計算シート	25
4. 認定申請書等の様式	
4-1 総合効率化計画認定申請書(様式)	26
4-2 流通業務総合効率化事業実施状況報告書(様式)	35
5. 「認定マーク」の交付	37
6. 認定申請に当たってのお問い合わせ先	38

1. 物流総合効率化法の認定要件（設備要件）の概要

	貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫 以外の倉庫（普通倉庫） （施行規則第2条第2項第8号）	冷蔵倉庫 （施行規則第2条第2項第7号）	貯蔵槽倉庫（サイロ） （施行規則第2条第2項第6号）
1-1 荷さばき及び 輸送の効率化 （必須要件）	1-1-1 高規格バース 【P.2へ】		1-1-4 搬入用自動運搬装置 1-1-5 搬出用自動運搬装置 【P.5へ】
	1-1-2 大型車対応荷さばき・転回場 【P.3へ】		
	1-1-3 エレベーター 又は ランプウェイ構造 （多階建に限る） 【P.4へ】		
1-2 荷さばき及び 輸送の効率化 （選択要件）	- 次のいずれかを有するもの 1-2-1 貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫（トラック営業所等） 【P.6へ】 1-2-2 到着時刻表示装置（トラック予約受付システム） 【P.7へ】		- 次のいずれかを有するもの 1-2-1 トラック営業所等 【P.6へ】 1-2-2 トラック予約受付システム 【P.7へ】 1-2-3 特定搬出用自動運搬装置 【P.8へ】
1-3 流通加工 （必須要件）	1-3-1 流通加工の用に供する設備 【P.9へ】		
1-4 保管要件 （必須要件）	1-4-1 貨物保管場所管理システム 【P.10へ】		
	1-4-2 データ交換システム 【P.10へ】		
		1-4-3 強制送風式冷蔵装置 【P.11へ】	1-4-4 くん蒸ガス循環装置 1-4-5 くん蒸ガス保有力 【P.12へ】
1-5 倉庫内作業の 効率化 （選択要件）	- 倉庫内における作業の効率化を図るために、次のいずれかを有するもの 1-5-1 無人搬送車 【P.13へ】 1-5-2 自動化保管装置 【P.13へ】 1-5-3 高度荷さばき装置 【P.14へ】 1-5-4 自動検品システム 【P.14へ】		
1-6 災害要件 （必須要件）	1-6-1 非常用データ保存システム 【P.15へ】		
1-7 災害要件 （選択要件）	- 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるもの にあっては、次のいずれかを有するものであること 1-7-1 保管場所免震装置 1-7-2 保管棚制震装置 1-7-3 保管棚固定装置 1-7-4 貨物落下防止装置 1-7-5 パレット連結装置 1-7-6 貨物・パレット一体包装装置 【P.16・17へ】		

1-1 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

1-1-1 高規格バース

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	-

《高規格バースの概要》

荷役作業を無理なく行うため、倉庫のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で貨物搬出入場所を設けるとともに、当該場所から奥行き5m以上の荷さばき用の空間を確保。

《高規格バースの例》

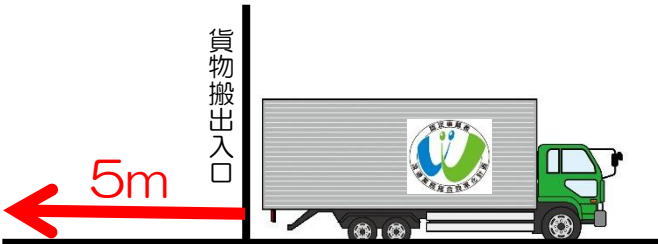
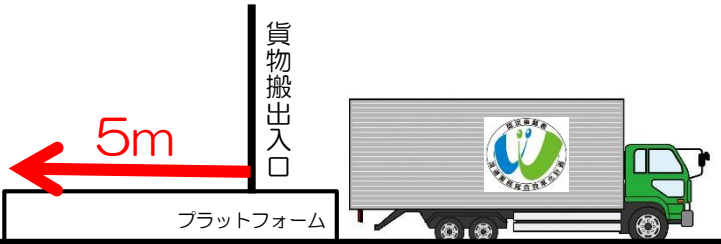


《プラットフォームがある場合》

《低床倉庫の場合》

貨物搬出入口から奥行き5mの空間

貨物搬出入口から奥行き5mの空間



（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ロ	高規格バース（特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。（略））を有するものであること。
審査基準	-	- 貨物の搬出入口から倉庫内に向けての垂直線の長さが5m以上であること - 貨物の搬出入場所付近に設備・構造物がある場合、その配置が、フォークリフト等の荷役用機器の動きを阻害しない設計となっているもの

1-1 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

1-1-2 大型車対応荷さばき・転回場

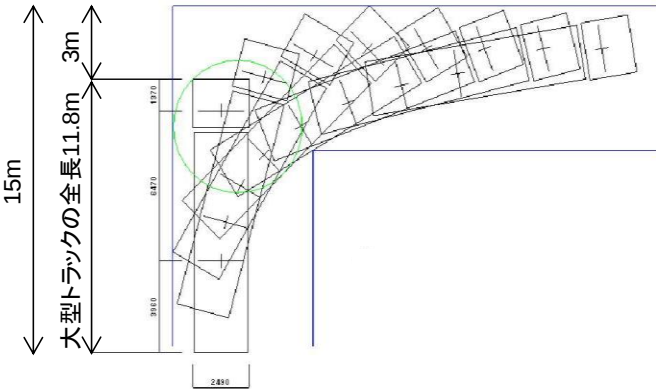
普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《大型車対応荷さばき・転回場の概要》
特定流通業務施設の構内におけるトラックの混雑を防ぐため、同施設の貨物搬出入場所の前面に、大型トラック（長さ11m程度）が転回可能なスペースを確保。

《大型車対応荷さばき・転回場の例》



（大型トラックの旋回軌跡図）



《プラットフォームがある場合》

プラットフォームの端から前方に15mの空地



《低床倉庫の場合》

貨物搬出入口から前方に15mの空地



（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項4号ニ	大型車対応荷さばき・転回場（特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。（略）
審査基準	-	- 特定流通業務施設の貨物の搬出入口における、建物と地盤面が接する線からの垂直線の長さが15m以上であること - プラットフォーム又は貨物の搬出入場所に隣接していること - トラック・トレーラー等の車両の通行を阻害する構造物・工作物等がないこと - 一般の者が自由に立ち入ることができる場所（例：道路、公園等）ではないこと

1-1 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

1-1-3 エレベーター又はランプウェイ構造

普通	冷蔵	貯蔵槽
○多階	—	—

《エレベーター又はランプウェイ構造の概要》
普通倉庫（2階建て以上）については、
① エレベーター
② ランプウェイ構造
のいずれかの設備を設置。

-  ・普通倉庫（多階建）のみの必須要件です（普通倉庫(平屋建)、冷蔵倉庫、貯蔵槽倉庫では不要）
・ランプウェイ構造を有する施設では、物効法の認定上、エレベーターの設置は不要です。

（エレベーター）



基準：最大積載荷重2トン以上

（ランプウェイ構造）



（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項8号	(略)ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあっては、口に該当することを要しない。
	2条2項8号ロ	当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあっては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

1-1 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

1-1-4 搬入用自動運搬装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
-	-	○

《搬入用自動運搬装置の概要》
大型のばら積み貨物船等から大量の穀物類を短時間で荷揚げするためのコンベア等の装置。



基準：荷揚げ能力が毎時300トン以上
自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する
貨物の種類及び重量を自動的に指定する機
能を有すること

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号ロ	搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。（略））を有するものであること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等（告示）	2条	規則第二条第六号ロの搬入用自動運搬装置の基準は、荷揚げ能力が毎時三百トン以上のものとする。

1-1-5 搬出用自動運搬装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
-	-	○

《搬出用自動運搬装置の概要》
貯蔵槽倉庫に保管する穀物類を、小型の内航船やトラックに搬出するためのコンベア等の装置。



基準：自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有すること



- 「特定搬出用自動運搬装置」を選択した場合、本要件の選択は不要です。
- 本要件は、搬出能力の基準はありません。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号	（略）ただし、へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、ハに該当することを要しない。
	2条2項6号ハ	搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。（略））を有するものであること。

1-2 荷さばき及び輸送の効率化（選択要件）

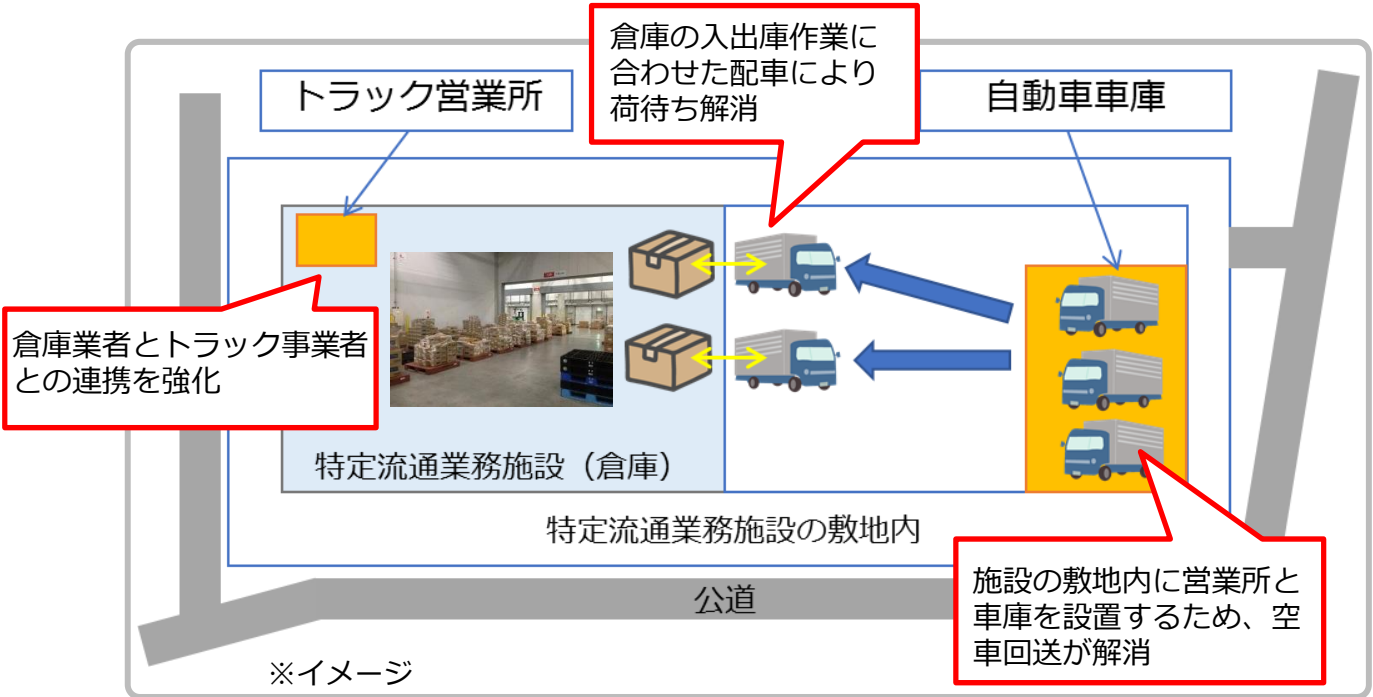
1-2-1 貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫の概要》
特定流通業務施設の敷地内に設置する貨物自動車運送業の用に供する営業所及び自動車車庫（トラック営業所等）。

 税制特例（国税）の適用を希望する場合は、本要件は選択できません。

貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫のイメージ



（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	1条1項3号	特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法（略）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあっては、次に掲げる事項 イ 営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ 営業所の名称及び位置 ハ 営業所に配置する事業用自動車の数 ニ 自動車車庫の位置及び収容能力 ホ 営業所等において行う業務の内容
審査基準	-	- 特定流通業務施設の同一敷地内に営業所等を設置する計画であること - 原則として、特定流通業務施設の所有者が営業所等の土地・建物を所有する計画であること（貨物自動車運送事業者は営業所等を借り受けることにより事業を行う） - 営業所等の物流総合効率化法の認定申請の内容と、当該営業所等を使用する貨物自動車運送事業者の貨物自動車運送事業許可の事業計画が一致した計画であること - 営業所等は、主に当該特定流通業務施設の貨物の取扱いを行う事を目的として設置する計画であること

1-2 荷さばき及び輸送の効率化（選択要件）

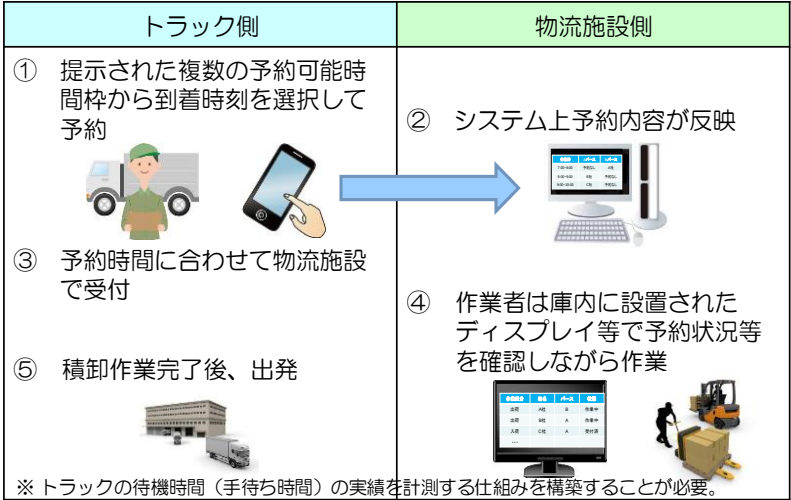
1-2-2 到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）の概要》

特定流通業務施設における貨物の搬入・搬出の状況及びトラック事業者等から提供された当該施設へのトラックの到着予定時刻を管理するシステム(トラック予約受付システム)に基づき、当該予定時刻に関する情報を表示する装置（モニター・タブレット）。

トラック予約受付システムのイメージ



導入のメリット

- 【トラック事業者側】
- 物流施設の前での積卸の順番待ち（手待ち）が解消
⇒ **トラックの稼働率上昇**
⇒ **ドライバー労働環境の改善**

- 【倉庫業者側】
- トラックの到着時刻に合わせた庫内作業計画や人員配置の調整が可能
⇒ **倉庫内の作業効率改善**
⇒ **良好な周辺環境確保**

- 
- ・ 本要件を満たすためには、「トラック運転手等がトラックの特定流通業務施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること」が必要です。
 - ・ 「電子的な方法」とは、ウェブサイトからの予約のほか、SNSやEメール等を利用して到着予定時刻を事前に予約するシステムが考えられます。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項4号ロ	到着時刻表示装置(特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。(略))
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等(告示)	1条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則(略)第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。
審査基準	-	・ 特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムであること ・ トラック事業者又はトラック運転手等が、トラックの特定流通業務施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること ・ 到着予定時刻に係る情報について、到着時刻表示装置を通じて施設内に表示するシステムであること ・ 到着予定時刻に係る情報を表示する装置については、映像面の最大径が38cm(15インチ目安)以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有すること ・ 日常的に当該施設に出入りする主要なトラック会社が利用するものであること

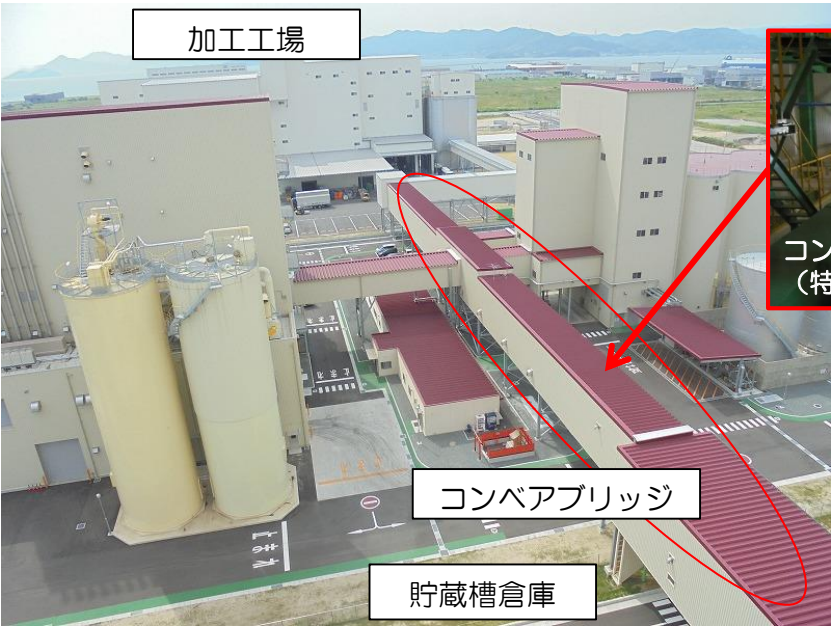
1-2 荷さばき及び輸送の効率化（選択要件）

1-2-3 特定搬出用自動運搬装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
-	-	○

《特定搬出用自動運搬装置の概要》

貯蔵槽倉庫と加工工場との間をコンベアで接続することにより、トラック輸送を介することなく、効率的に穀物等の粒状貨物を搬送する装置。



基準：搬出能力が毎時100トン以上
自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有すること

 「特定搬出用自動運搬装置」を選択した場合、「搬出用自動運搬装置」の選択は不要です（P.5参照）。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号へ(3)	特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号口の主務大臣の定める規準等（告示）	5条	規則第二条第二項第六号へ(3)の主務大臣の定める基準は、搬出能力が毎時百トン以上のものであることとする。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請書等の記入要領 (2)倉庫の概要 【貯蔵槽倉庫】⑥	(略)要件を満たすためには、告示第1108号で指定する特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

1－3 流通加工（必須要件）

1－3－1 流通加工の用に供する設備

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《流通加工の概要》

物資の流通の過程における簡易な加工（商品へのラベル貼り、箱詰め、部品等の簡易な組み立て等）を行うための空間を確保。

《流通加工に該当する作業の例》



試薬の検品作業



タオル検品・セット組作業



梱包作業



品物のセット作業

《上記のほか、流通加工に該当する作業》

- ばら貨物の袋詰め作業
- 夾雑物の除去作業(貯蔵槽倉庫)
- 等

《流通加工に該当しない作業》

- 形状の大幅な変更を伴う加工作業
例) 弁当の製造作業
3Dプリンタによる製造作業
その他製造作業 等



上記の作業以外にも、「流通加工」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項6号	流通加工の用に供する設備を有するものであること。
審査基準	-	流通加工の用に供する空間及び設備を備えた計画となっていること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請所等の記入要領 (2)倉庫の概要 【共通事項】⑨	(略)要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工を行うことができる空間及び設備を有することが必要となる。

1－4 保管要件（必須要件）

1－4－1 貨物保管場所管理システム

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《貨物保管場所管理システム(WMS：Warehouse Management System)》の概要》
倉庫や物流センターを効率的に運用していくための倉庫管理情報システムのこと。入出庫、ロケーション・在庫、ピッキング、流通加工、検品など、作業を効率的に進める上で必要になる情報を統合管理する情報システム。

(関係法令等)

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項4号	貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。)を有するものであること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請所等の記入要領 (2)倉庫の概要 【共通事項】①	(略)要件を満たすためには、貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能(コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム)を有することが必要となる。

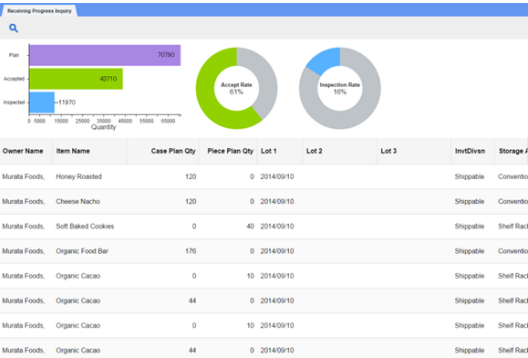
1－4－2 データ交換システム

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《データ交換システム(EDI：Electronic Data Interchange)》の概要》
企業間における電子的なデータ交換の仕組み。商取引に必要な情報をあらかじめ決められた書式とし、ネットワークにより電子的に情報を送受信するシステム。

(関係法令等)

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項5号	データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)を有するものであること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請所等の記入要領 (2)倉庫の概要 【共通事項】⑩	(略)要件を満たすためには、荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を電子的に交換する機能(倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム(インターネットによる情報交換を含む))を有することが必要となる。



WMS（イメージ）

1-4 保管要件（必須要件）

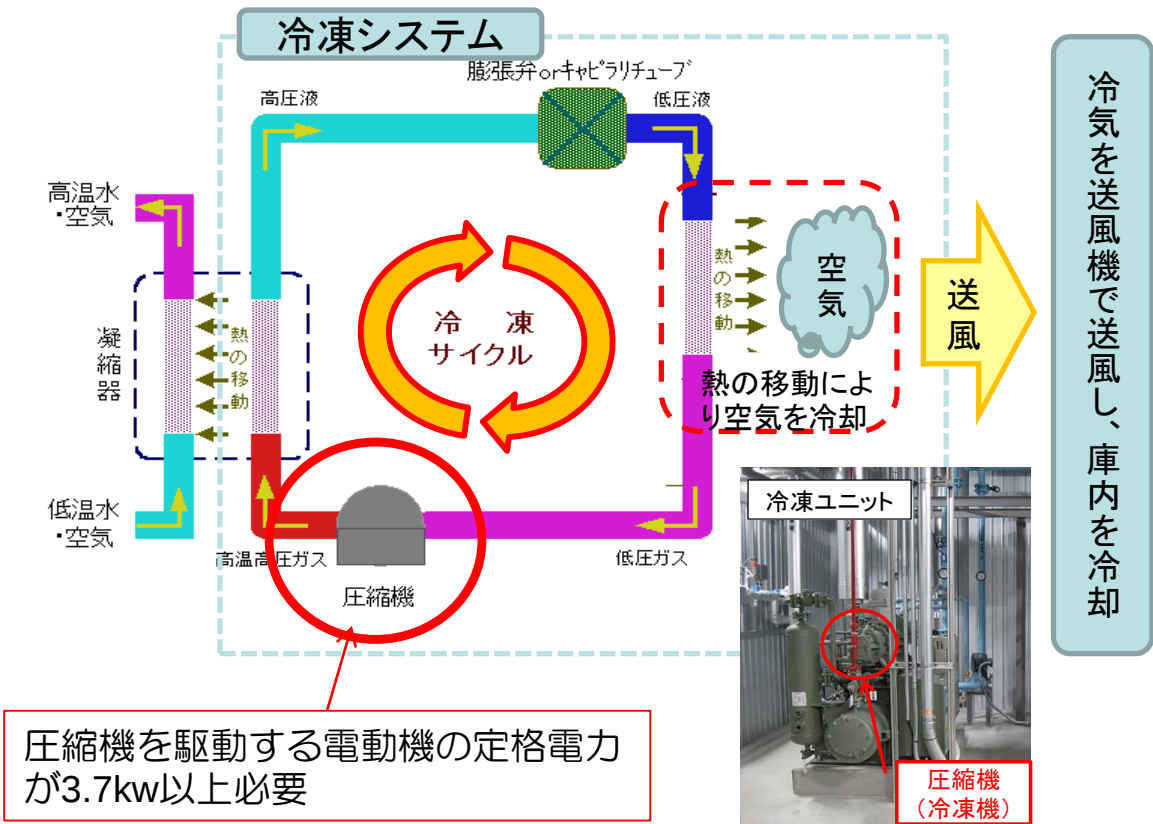
1-4-3 強制送風式冷蔵装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
-	○	-

《強制送風式冷蔵装置の概要》

- 冷蔵倉庫内に冷風を送風することにより、効率的に冷却するための装置。
 - 圧縮機は、強制送風式冷蔵装置の冷凍サイクル（※）の主要装置であり、冷媒を冷凍サイクルに循環させるための動力源として重要な装置。
- ※ 冷蔵倉庫の冷凍サイクルは、冷媒を圧縮→凝縮(液化)→減圧→蒸発(気化)→圧縮と連続的に状態変化させ、循環させることにより冷凍作用を行わせるもの。

強制送風式冷蔵装置のイメージ



（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ハ	強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動で行うものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等（告示）	6条	規則第二条第七号ハの主務大臣の定める基準は、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が三・七キロワット以上のものであることとする。

1－4 保管要件（必須要件）

《くん蒸設備（くん蒸ガス循環装置・くん蒸ガス保有力）の概要》
輸入穀物を消毒するために必要な基準（※）に適合した設備。
※ 輸入植物検疫規程、くん蒸倉庫指定要項

1－4－4 くん蒸ガス循環装置

（関係法令等）

普通	冷蔵	貯蔵槽
－	－	○

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号二	くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう）を有するものであること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等（告示）	3条	規則第二条第二項第六号二の主務大臣の定める基準は、臭化メチルの投薬後2時間以内に当該臭化メチルを均一化するものであることとする。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請時の記入要領 (2)倉庫の概要【貯蔵槽倉庫】⑦	当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「口欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、臭化メチルの投薬後2時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。）を有することが必要となる。

1－4－5 くん蒸ガス保有力

○輸入植物検疫規程（抄）

第四条 略

2 法第九条第一項の規定に基づいて行なうくん蒸は、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するサイロであつて植物防疫官が指定するものにおいて行なうものとする。

○サイロの基準（輸入植物検疫規程別表5）

普通	冷蔵	貯蔵槽
－	－	○

	特A級	A級	B級	C級
くん蒸ガス保有力※	85%以上	70%以上	55%以上	40%以上
構造	コンクリート又は鉄鋼板造りのもの	同左	同左	同左
循環装置	投薬終了後2時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの	同左	同左	同左

※空サイロ1㎡につき臭化メチル10グラムを使用した場合の48時間後のガスの残存率
※「輸入植物検疫規程別表5サイロの基準〔第4条〕」に基づき作成

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号ホ	くん蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう）が主務大臣の定める基準以上であること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等（告示）	4条	規則第二条第二項第六号ホの主務大臣の定める基準は、くん蒸ガス保有力が五十五パーセント以上のものであることとする。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請時の記入要領 (2)倉庫の概要【貯蔵槽倉庫】⑧	当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「口欄」に「レ印」を記入し、くん蒸ガス保有力を記入する。要件を満たすためには、貯蔵槽倉庫の容積1㎡につき臭化メチルを10g使用した場合の48時間後における当該臭化メチルの残存率が55%以上であることが必要となる。

1-5 倉庫内作業の高度化（選択要件）

1-5-1 無人搬送車

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	—

《無人搬送車の概要》
倉庫内において、パレットやラック等を無人で搬送するものであって、道路交通法で定められた道路では使用されないもの



無人搬送車



協働型自立搬送ロボット



無人フォークリフト

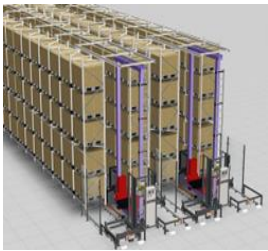
（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(1)	自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、主務大臣の定めるものをいう。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等(告示)	7条	規則第二条第二項第七号ホ(1)の主務大臣の定めるものは、日本産業規格D六八〇ーに規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものとする。
【参考】 日本産業規格D六八〇ー	4 用語及び定義 b) 無人搬送車の分類	・一般的分類(搬送方式): 積載形・けん引形・フォークリフト形 ・移載方式による分類: 自動移載形・人手移載形 ・自動走行方式による分類: 経路誘導式・自律移動式・追従式

1-5-2 自動化保管装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	—

《自動化保管装置の概要》
高層ラックに貨物を収納、貨物の入庫・保管・仕分け・出庫までの一連の作業を自動的にを行い、WMSで一元管理する装置



スタックークレーン



多段移動台車



棚上搬送ロボット

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(2)	貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。
審査基準		・落下防止機構、振動センサーなどによるクレーン本体の停止機能などを有する装置であること。

⚠ 上記の装置等以外にも、「倉庫内作業の効率化」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

1－5 倉庫内作業の高度化（選択要件）

1－5－3 高度荷さばき装置

《高度荷さばき装置の概要》
重量貨物のパレット積卸、少量多品種貨物の仕分け、デバニング作業を行うロボット、又は音声等により作業員によるピッキング作業等を効率化させるシステム



- ・パレタイズロボット
- ・デパレタイズロボット
- ・ピッキングロボット



- ・プロジェクションピッキングシステム
- ・デジタルピッキングシステム



音声ピッキングシステム

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(3)	労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。
【参考】 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第三十一号（抜粋）		マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。以下この号において同じ。)を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械(研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除く。以下「産業用ロボット」という。)

1－5－4 自動検品システム

《自動検品システムの概要》
入在庫・搬送・棚卸時において、大量若しくは少量多品種の貨物の情報をバーコード、電子タグや画像等から読み取ることで、高効率的に検品するシステム



RFID



検品ベルトコンベア



ハンディーターミナル

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(4)	スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入在庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。
審査基準		・スキャナ:主にハンディーターミナル ・無線設備:主にRFIDのリーダー ・入在庫時若しくは棚卸業務時の検品の効率化に資するものであること。 ・バーコード、RFID等から貨物の情報を読み取るものであること。 ・WMSと情報連携しているものであること。

上記の装置等以外にも、「倉庫内作業の効率化」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

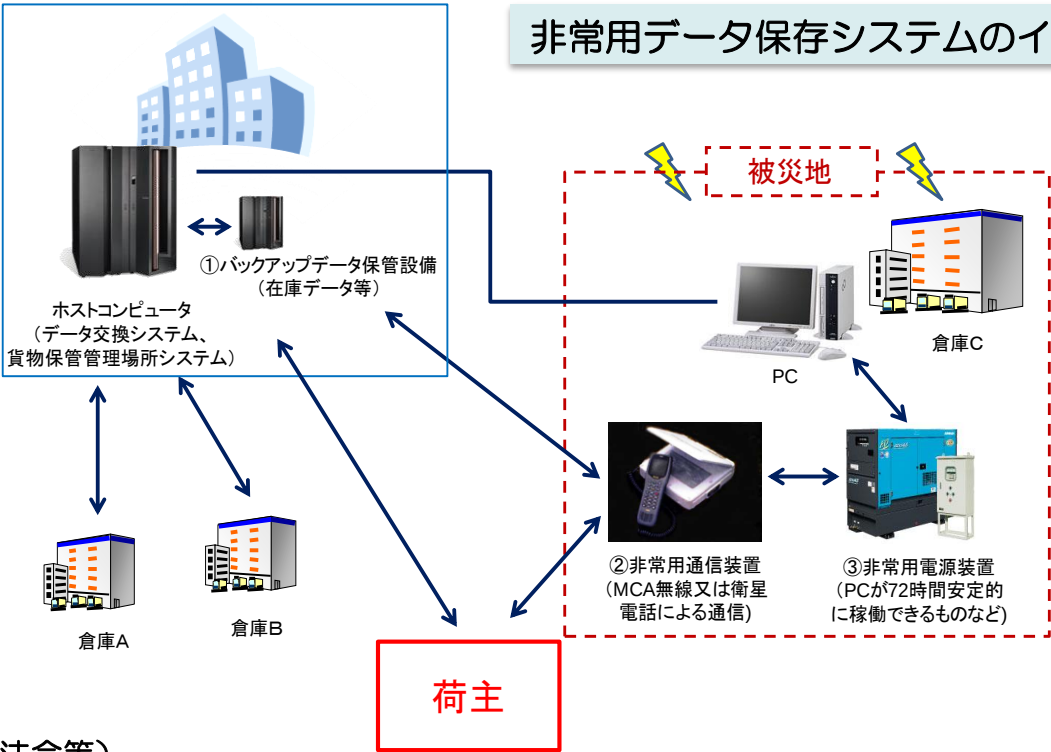
1-6 災害要件（必須要件）

1-6-1 非常用データ保存システム

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《非常用データ保存システムの概要》

- 地震発生時に備え、特定流通業務施設に保管されている貨物の情報データのバックアップ体制を構築するため、当該施設外にあるサーバに当該データを保存【非常用データ保存機能】。
- 非常時に流通業務の早期再開を図るための応急措置として、被災した特定流通業務施設と当該データの保存場所や荷主を結ぶ通信機能【非常用通信機能】及びその通信機能に必要な電源【非常用電源機能】を確保。

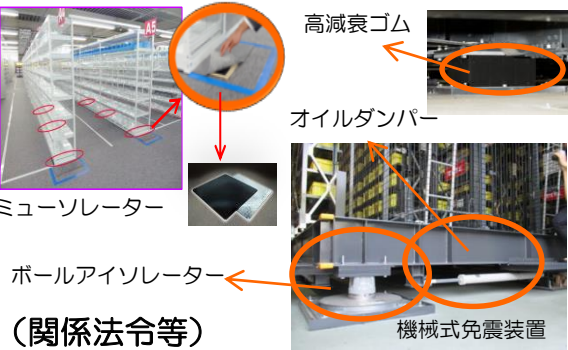


（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項3号	非常用データ保存システム（特定流通業務施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該特定流通業務施設外の適当な場所において保存するシステムであって、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請時の記入要領 (2)倉庫の概要【共通事項】⑫	○ 非常用データ保存機能 荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存するシステムをいう。 ○ 非常用通信機能 非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能をいい、具体的には、衛星電話による通信システムやMCA無線システム等をいう。 ○ 非常用電源機能 非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能をいい、具体的には、非常用発電機や蓄電システム等をいう。

- 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあつては、これを相当程度防止するため、以下のいずれかを備えていることが必要。
- 倉庫自体が免震・制震構造の場合又は保管貨物が平積み貨物の場合は以下の装置は不要。

1-7-1 保管場所免震装置



《保管場所免震装置の概要》
保管棚と床との間にオイルダンパー等を設置することにより、地震のエネルギーを吸収し、保管棚の振動を低減する装置。

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号へ(1)	保管場所免震装置(貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る)。

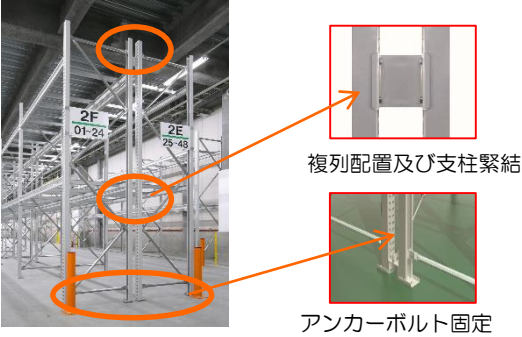
1-7-2 保管棚制震装置



《保管棚制振装置の概要》
保管棚と壁、支柱等の連結部、もしくは保管棚の構造体に、ダンパー等を組み込むことで、地震による揺れを軽減し、貨物の落下を防止する装置。

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号へ(2)	保管棚制震装置(保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る)。

1-7-3 保管棚固定装置



《保管棚固定装置の概要》
アンカーボルト等により、固定ラックの転倒を防止する装置。

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号へ(3)	保管棚固定装置(保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る)。

1-7-4 貨物落下防止装置



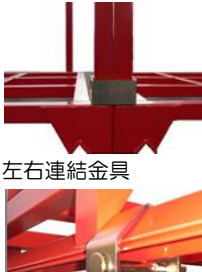
落下防止バー

《貨物落下防止装置の概要》
ラックにバー等を設置し、荷崩れ・落下を防止する装置。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号へ(4)	貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る）。

1-7-5 パレット連結装置



左右連結金具

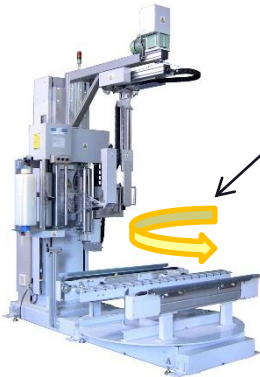
上下連結金具

《パレット連結装置の概要》
パレットに取り付け、上下左右に連結することにより荷崩れを防止する装置。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号へ(5)	パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る）。

1-7-6 貨物・パレット一体包装装置



台座が回転し、フィルムを巻き付け

貨物を積み付けたパレットを設置

《貨物・パレット一体包装装置の概要》
自動でパレット上の複数の貨物を包装し、ひとまとまりにすることにより安定させ、荷崩れを防止する装置。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号へ(6)	貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る）。

2. 認定要件のチェックリスト

2-1 普通倉庫

会社名					近接する社会資本の名称					
施設の名称					社会資本からの距離		km	倉庫業法登録(○を記入)	あり	なし
施設の所在地					着工日					
施設の規模		m ²	階数	階	竣工日					

認定 開発許可	税制特例		要件	必須/選 択の別	No.	要件の内容	回答欄		
	国税	地方税					該当	未定	
-	-	○		必須	1	一類倉庫業者(倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人(No.36・37)を含む)によって専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること			
○	○	○	2. 実施主体	必須	2	2以上の者(法人格が異なる者)の連携			
○	○	○	3. 総合化・効率化	必須	3	輸送・保管・荷さばき・流通加工を一体的に実施			
○	○	○	4. 環境負荷低減要件	必須	4	「現行」と「計画」の物流フローを比較して、トラックからのCO2排出量の削減効果が見込まれること			
○	○	○	5. 省力化要件	必須	5	「現行」と「計画」の事業を比較して、特定流通業務施設におけるトラックの手待ち時間の削減効果が見込まれること			
○	○	○		必須	6	「同様の事業規模である既存施設」と「計画」の事業を比較して、特定流通業務施設内における作業時間の削減効果が見込まれること			
○	○	○	6. 立地要件	選択	7	高速自動車国道又は高速自動車国道に接続する自動車専用道路のインターチェンジの周辺5km以内に立地			
○	-	-			8	鉄道貨物駅、港湾、工業団地等の周辺5km以内に立地			
○	○※1	○※2			9	臨港地区内に立地			
○	○	○	7. 規模要件	必須	10	床面積 3,000m ² 以上(多階建 6,000m ² 以上)			
○	○	○	8. 構造要件	必須	11	倉庫業法の登録拒否要件に該当しないこと			
○	○	○		必須	12	倉庫業法の施設整備基準に適合していること			
○	○	○※3		必須	13	主要構造部である柱及びはりが、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること			
-	○	-		必須	14	(平屋)準耐火建築物又は耐火建築物であること			
-	○	-		必須	15	(多階建)耐火建築物であること			
○	○	○	9-1. 設備要件(効率化)	必須	16	高規格バース(外壁面の1面に可能な限りの貨物の搬出入場所の設置と、奥行5m以上の荷さばき用空間)			
○	○	○		必須	17	大型車対応荷さばき・転回場(貨物搬出入場所の前面に15m以上の空地)			
○	○	○		必須	18	エレベーター(最大積載荷重2トン以上)又はランプウェイ構造(多階建のみ)			
○	○	○		必須	19	流通加工の用に供する空間及び設備			
○	○	○		必須	20	データ交換システム(EDI)			
○	○	○	9-2. 設備要件(省力化)	必須	21	貨物保管場所管理システム(WMS)			
○	○	○		選択	22	到着時刻表示装置(トラック予約受付システム)			
○	-	○			23	トラック営業所及び自動車車庫(特定流通業務施設の敷地内に設置)			
○	○	○	9-3. 設備要件(効率化)	選択	24	無人搬送車			
○	○	○			25	自動化保管装置			
○	○	○			26	高度荷さばき装置			
○	○	○			27	自動検品システム			
○	○	○	10. 防災要件	必須	28	非常用データ保存システム(データ保存機能)			
○	○	○		必須	29	非常用データ保存システム(通信機能)			
○	○	○		必須	30	非常用データ保存システム(電源機能)			
○	○	○		選択	31	特定流通業務施設が免震構造又は制震構造である場合又は平積みの場合			
○	○	○			32	保管場所免振装置			
○	○	○			33	保管棚制震装置			
○	○	○			34	保管棚固定装置	No.27に該当しない場合に選択		
○	○	○			35	貨物落下防止装置			
○	○	○			36	パレット連結装置			
○	○	○			37	貨物・パレット一体包装装置			
○	○	○	11.所有形態	選択	38	自社で取得・建設し、自社で倉庫業として使用			
△※4	-	△※5			39	以下の2ケースに該当しない倉庫を賃借し、倉庫業として使用			
△※4	-	○			40	倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された事業協同組合(倉庫業者のみを構成員とするもの)が倉庫を取得・建設する場合			
△※4	-	○			41	倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された株式会社(当該株式会社に出資した倉庫業者がその発行済株式の総数の9/10以上に相当する株式を所有するもの)が倉庫を取得・建設する場合			

※1 特定臨港地区: 主要28港に限定
※2 臨港地区: 関税法 § 2①11に規定する開港(119港)の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法 § 2④に規定する臨港地区
※3 鉄骨造は骨格材の肉厚が3mm以上であること
※4 物効法の認定自体は可能だが、開発許可の可否については、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方自治体の判断による。
※5 倉庫業者が所有する倉庫を、他の倉庫業者に賃貸する場合の税制特例措置の適用の可否については、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方自治体の判断による。
※6 各設備要件の概要については、「物流総合効率化法における特定流通業務施設の設備等の概要について」を参照

2-2 冷蔵倉庫

会社名				近接する社会資本の名称					
施設の名称				社会資本からの距離		km	倉庫業法登録(○を記入)	あり	なし
施設の所在地				着工日					
施設の規模				m ³	階数	階	竣工日		

認定 開発許可	税制特例		要件	必須/選 択の別	No.	要件の内容	回答欄		
	国税	地方税					該当	未定	
○	○	○	1. 倉庫業の形態	必須	1	冷蔵倉庫			
-	-	○		必須	2	倉庫業者(倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人(No.36・37)を含む)によって専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること			
○	○	○	2. 実施主体	必須	3	2以上の者(法人格が異なる者)の連携			
○	○	○	3. 総合化・効率化	必須	4	輸送・保管・荷さばき・流通加工を一体的に実施			
○	○	○	4. 環境負荷低減要件	必須	5	「現行」と「計画」の物流フローを比較して、トラックからのCO ₂ 排出量の削減効果が見込まれること			
○	○	○	5. 省力化要件	必須	6	「現行」と「計画」の事業を比較して、特定流通業務施設におけるトラックの手待ち時間の削減効果が見込まれること			
○	○	○		必須	7	「同様の事業規模である既存施設」と「計画」の事業を比較して、特定流通業務施設内における作業時間の削減効果が見込まれること			
○	○	○	6. 立地要件	選択	8	高速自動車国道又は高速自動車国道に接続する自動車専用道路のインターチェンジの周辺5km以内に立地			
○	-	-			9	鉄道貨物駅、港湾、工業団地等の周辺5km以内に立地			
○	○※1	○※2			10	臨港地区内に立地			
○	○	○	7. 規模要件	必須	11	容積 6,000m ³ 以上			
○	○	○	8. 構造要件	必須	12	倉庫業法の登録拒否要件に該当しないこと			
○	○	○		必須	13	倉庫業法の施設整備基準に適合していること			
○	○	○※3		必須	14	主要構造部である柱及びはりが、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること			
○	○	○		必須	15	特定流通業務施設に該当するものであること			
-	○	-		必須	16	準耐火建築物又は耐火建築物であること			
○	○	○	9-1. 設備要件(効率化)	必須	17	高規格バース(外壁面の1面に可能な限りの貨物の搬出入場所の設置と、奥行5m以上の荷さばき用空間)			
○	○	○		必須	18	大型車対応荷さばき・転回場(貨物搬出入場所の前面に15m以上の空地)			
○	○	○		必須	19	強制送風式冷蔵装置			
○	○	○		必須	20	流通加工の用に供する空間及び設備			
○	○	○		必須	21	データ交換システム(EDI)			
○	○	○		必須	22	貨物保管場所管理システム(WMS)			
○	○	○		9-2. 設備要件(省力化)	選択	23	到着時刻表示装置(トラック予約受付システム)		
○	-	○	24			トラック営業所及び自動車車庫(特定流通業務施設の敷地内に設置)			
○	○	○	9-3. 設備要件(効率化)	選択	25	無人搬送車			
○	○	○			26	自動化保管装置			
○	○	○			27	高度荷さばき装置			
○	○	○			28	自動検品システム			
○	○	○	10. 防災要件	必須	29	非常用データ保存システム(データ保存機能)			
○	○	○		必須	30	非常用データ保存システム(通信機能)			
○	○	○		必須	31	非常用データ保存システム(電源機能)			
○	○	○		選択	32	特定流通業務施設が免震構造又は制震構造である場合又は平積みの場合			
○	○	○			33	保管場所免振装置			
○	○	○			34	保管棚制震装置			
○	○	○	35		保管棚固定装置	No.27に該当しない場合に選択			
○	○	○	36		貨物落下防止装置				
○	○	○	37		パレット連結装置				
○	○	○	38		貨物・パレット一体包装装置				
○	○	○	11.所有形態		選択	39	自社で取得・建設し、自社で倉庫業として使用		
△※4	-	△※5		40		以下の2ケースに該当しない倉庫を賃借し、倉庫業として使用			
△※4	-	○		41		倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された事業協同組合(倉庫業者のみを構成員とするもの)が倉庫を取得・建設する場合			
△※4	-	○		42		倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された株式会社(当該株式会社に投資した倉庫業者がその発行済株式の総数の9/10以上に相当する株式を所有するもの)が倉庫を取得・建設する場合			

※1 特定臨港地区：主要28港に限定
※2 臨港地区：関税法 § 2①11に規定する開港(119港)の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法 § 2④に規定する臨港地区
※3 鉄骨造は骨格材の肉厚が3mm以上であること
※4 物効法の認定自体は可能だが、開発許可の可否については、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方自治体の判断による。
※5 倉庫業者が所有する倉庫を、他の倉庫業者に賃貸する場合の税制特例措置の適用の可否については、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方自治体の判断による。
※6 各設備要件の概要については、「物流総合効率化法における特定流通業務施設の設備等の概要について」を参照

2-3 貯蔵槽倉庫

会社名				近接する社会資本の名称			
施設の名称				社会資本からの距離	km	倉庫業法登録(○を記入)	あり なし
施設の所在地				着工日			
施設の規模	m ³	階数	一 階	竣工日			

認定 開発許可	税制特例		要件	必須/選択 の別	No.	要件の内容	回答欄	
	国税	地方税					該当	未定
○	○	○	1. 倉庫業の形態	必須	1	貯蔵槽倉庫		
-	-	○		必須	2	倉庫業者(倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人(No.33・34)を含む)によって専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること		
○	○	○	2. 実施主体	必須	3	2以上の者(法人格が異なる者)の連携		
○	○	○	3. 総合化・効率化	必須	4	輸送・保管・荷さばき・流通加工を一体的に実施		
○	○	○	4. 環境負荷低減要件	必須	5	「現行」と「計画」の物流フローを比較して、トラックからのCO2排出量の削減効果が見込まれること		
○	○	○	5. 省力化要件	必須	6	「現行」と「計画」の事業を比較して、特定流通業務施設におけるトラックの手待ち時間の削減効果が見込まれること		
○	○	○	6. 立地要件	選択	7	高速自動車国道又は高速自動車国道に接続する自動車専用道路のインターチェンジの周辺5km以内に立地		
○	-	-			8	鉄道貨物駅、港湾、工業団地等の周辺5km以内に立地		
○	○※1	○※2			9	臨港地区内に立地		
○	○	○	7. 規模要件	必須	10	容積 6,000m ³ 以上		
-	-	○	8. 構造要件	必須	11	容器に入っていない粉状若しくは粒状の物品その他のばらの物品を保管する倉庫であって穀物の貯蔵用の倉庫としての構造を有するもの		
○	○	○		必須	12	倉庫業法の登録拒否要件に該当しないこと		
○	○	○		必須	13	倉庫業法の施設整備基準に適合していること		
○	○	○※3		必須	14	主要構造部である柱及びはり、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること		
○	○	○		必須	15	特定流通業務施設に該当するものであること		
-	○	-		必須	16	準耐火建築物又は耐火建築物であること		
○	○	○	9-1. 設備要件(効率化)	必須	17	大型車対応荷さばき・転回場(貨物搬出入場所の前面に15m以上の空地)		
○	○	○		必須	18	搬入用自動運搬装置		
○※4	○※4	○※4		必須	19	搬出用自動運搬装置 ※「特定搬出用自動運搬装置」(No.25)を有する場合は不要		
○	○	○		必須	20	流通加工の用に供する空間及び設備		
○	○	○		必須	21	データ交換システム(EDI)		
○	○	○		必須	22	貨物保管場所管理システム(WMS)		
○	○	○		9-2. 設備要件(省力化)	選択	23	到着時刻表示装置(トラック予約受付システム)	
○	-	○	24			トラック営業所及び自動車車庫(特定流通業務施設の敷地内に設置)		
○	○	○	25			特定搬出用自動運搬装置		
○	○	○	10. 設備要件(保管)	必須	26	くん蒸ガス循環装置		
○	○	○		必須	27	くん蒸ガス保有力		
○	○	○	11. 防災要件	必須	28	非常用データ保存システム(データ保存機能)		
○	○	○		必須	29	非常用データ保存システム(通信機能)		
○	○	○		必須	30	非常用データ保存システム(電源機能)		
○	○	○	12. 所有形態	選択	31	自社で取得・建設し、自社で倉庫業として使用		
△※5	-	△※6			32	以下の2ケースに該当しない倉庫を賃借し、倉庫業として使用		
△※5	-	○			33	倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された事業協同組合(倉庫業者のみを構成員とするもの)が倉庫を取得・建設する場合		
△※5	-	○			34	倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された株式会社(当該株式会社に投資した倉庫業者がその発行済株式の総数の9/10以上に相当する株式を所有するもの)が倉庫を取得・建設する場合		

※1 特定臨港地区: 主要28港に限定

※2 臨港地区: 関税法 § 2①11に規定する開港(119港)の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法 § 2④に規定する臨港地区

※3 鉄骨造は骨格材の肉厚が3mm以上であること

※4 特定搬出用自動運搬装置を有する場合は不要

※5 物効法の認定自体は可能だが、開発許可の可否については、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方自治体の判断による。

※6 倉庫業者が所有する倉庫を、他の倉庫業者に賃貸する場合の税制特例措置の適用の可否については、当該施設の所在地を管轄する地方自治体の判断による。

※7 各設備要件の概要については、「物流総合効率化法における特定流通業務施設の設備等の概要について」を参照

3. 目標値の計算方法

3-1 二酸化炭素(CO₂)削減目標の計算方法(改良トンキロ法)

【現行の物流フローの検討】

検討の流れ

(1) 現行の物流フロー図の作成

現行の物流フローを検証し、【物流フロー図】を作成

参考事例(モデル)

(2) 現行の物流フローの検証

上記(1)に基づき、以下について検証

- ・輸送ルート
 - ① 発荷主～倉庫
 - ② 倉庫～着荷主
 - ③ 倉庫～倉庫(横持ち)
- ・輸送方法(トラック、鉄道等)
- ・最大積載量(t)
- ・平均的な積載率(%)
- ・平均的な輸送台数(台/日)
- ・営業日数(年間)
- ・輸送ルートの距離(km)
- ・輸送ルートの標準走行時間(時間)

「現行の物流フロー」の検証

輸送ルート	輸送方法	最大積載量(t)	平均的な積載率(%)	平均的な輸送台数(日)	営業日数(年間)	輸送ルートの距離(km)	標準走行時間(時間)
①A工場～C倉庫	トラック	10トン	80%	5	300	100km	3.0
②A工場～D倉庫	トラック	10トン	60%	2	300	150km	3.5
③B工場～C倉庫	トラック	10トン	60%	2	300	150km	3.0
④B工場～D倉庫	トラック	10トン	60%	5	300	90km	2.5
⑤C倉庫～E商店	トラック	4トン	60%	4	300	50km	2.0
⑥C倉庫～F商店	トラック	4トン	40%	2	300	80km	2.3
⑦D倉庫～E商店	トラック	4トン	60%	5	300	90km	2.5
⑧D倉庫～F商店	トラック	4トン	80%	10	300	60km	2.1
⑨D倉庫～C倉庫	トラック	4トン	40%	5	300	10km	1.5

(3) CO₂排出量(年間)の計算

上記(1)(2)に基づき、現行の物流フローにおける年間のCO₂排出量を計算。

計算に当たっては、上記(2)で検証した数値と、国土交通省で用意した係数(燃料使用原単位、単位発熱量、排出係数等)を「目標値計算シート」に入力し、算出。

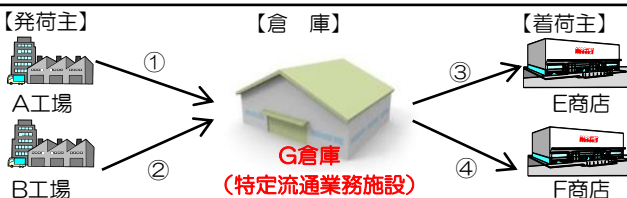
① 現行の物流フローによるCO₂排出量

輸送ルート	主な輸送方法	積載率(t)	平均的な積載率(%)	平均的な輸送台数(日/年)	営業日数(日/年)	年間輸送量(t/年)	輸送ルートの距離(km)	輸送ルートの標準走行時間(時間)	前送時間(時間/年)	前送距離(km/年)	輸送インデックス(kg/t-km)	収束トンキロの燃料消費係数(kg/t-km)	排出係数(t/t-km)	44/12	排出CO ₂ (t/年)
① A工場 ⇒ C倉庫	トラック	10	80.0%	8	5	300	12,000	100	3.00	4,500	1,200,000	0.0410	38.2	0.1870	3,666.7
② A工場 ⇒ D倉庫	トラック	10	60.0%	6	2	300	14,400	150	3.50	8,400	2,160,000	0.0518	38.2	0.1870	2,930.8
③ B工場 ⇒ C倉庫	トラック	10	60.0%	6	2	300	9,000	150	3.00	1,800	540,000	0.0518	38.2	0.1870	3,666.7
④ B工場 ⇒ D倉庫	トラック	10	60.0%	6	5	300	9,000	90	2.50	3,750	135,000	0.0518	38.2	0.1870	3,666.7
⑤ C倉庫 ⇒ E商店	トラック	4	60.0%	2	4	300	2,880	50	2.00	2,400	60,000	0.0887	38.2	0.1870	3,666.7
⑥ C倉庫 ⇒ F商店	トラック	4	40.0%	2	2	300	880	80	2.30	1,380	48,000	0.1200	38.2	0.1870	3,666.7
⑦ D倉庫 ⇒ E商店	トラック	4	60.0%	2	5	300	9,000	90	2.50	3,750	135,000	0.0887	38.2	0.1870	3,666.7
⑧ D倉庫 ⇒ F商店	トラック	4	80.0%	3	10	300	9,000	60	2.10	6,300	180,000	0.0886	38.2	0.1870	3,666.7
⑨ D倉庫 ⇒ C倉庫	トラック	4	40.0%	2	5	300	2,400	10	1.50	2,250	15,000	0.1200	38.2	0.1870	3,666.7
合計				46		58,440			24,530	1,173,000	5,854,800				8,465.6

⚠ 「目標値計算シート」はP.21参照。

【年間CO₂排出量：8,465.6トン】

【計画する物流フローの検討】

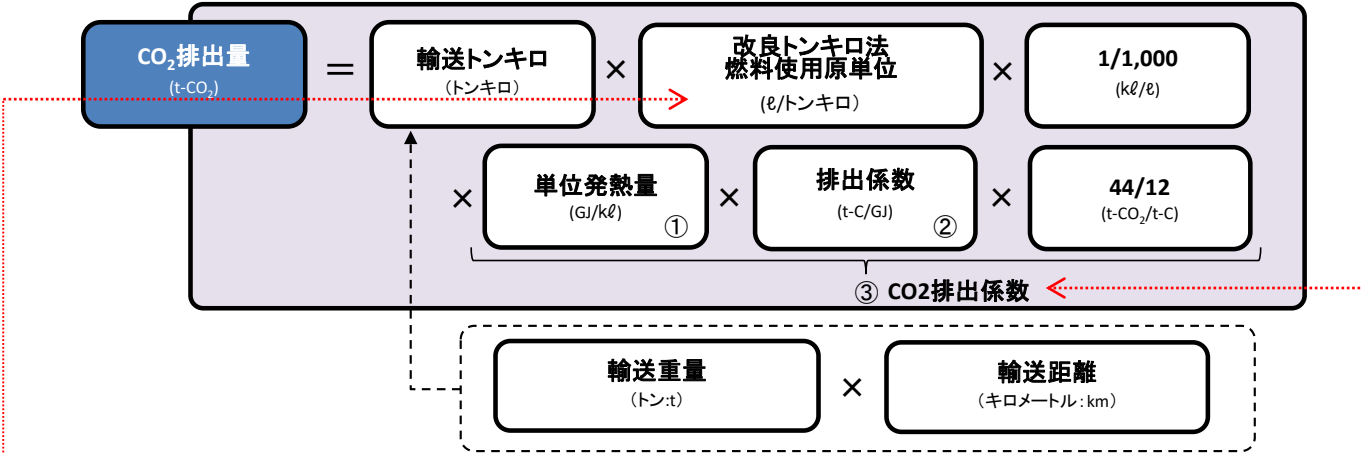
検討の流れ	参考事例（モデル）																																																																																																
（１）計画する物流フロー図の作成 特定流通業務施設の建設に伴い、物流フローの整理を行う。 整理した物流フローに基づき、【物流フロー図】を作成する。																																																																																																	
（２）計画する物流フローの検証 上記（１）に基づき、以下について検証 ・輸送ルート ① 発荷主～倉庫 ② 倉庫～着荷主 ③ 倉庫～倉庫（横持ち） ・輸送方法（トラック、鉄道等） ・最大積載量（t） ・平均的な積載率（％） ・平均的な輸送台数（台／日） ・営業日数（年間） ・輸送ルートの距離（km） ・輸送ルートの標準走行時間（時間）	「計画する物流フロー」の検証 <table><tr><th>輸送ルート</th><th>輸送方法</th><th>最大積載量(t)</th><th>平均的な積載率(%)</th><th>平均的な輸送台数(日)</th><th>平均的な台数(日)</th><th>営業日数(年間)</th><th>輸送ルートの距離(km)</th><th>標準走行時間(時間)</th></tr><tr><td>①A工場～G倉庫</td><td>トラック</td><td>10トン</td><td>80%</td><td>5</td><td>300</td><td>100km</td><td>3.0</td></tr><tr><td>②B工場～G倉庫</td><td>トラック</td><td>10トン</td><td>60%</td><td>2</td><td>300</td><td>150km</td><td>3.5</td></tr><tr><td>③G倉庫～E商店</td><td>トラック</td><td>4トン</td><td>60%</td><td>5</td><td>300</td><td>90km</td><td>2.5</td></tr><tr><td>④G倉庫～F商店</td><td>トラック</td><td>4トン</td><td>80%</td><td>10</td><td>300</td><td>60km</td><td>2.1</td></tr></table>	輸送ルート	輸送方法	最大積載量(t)	平均的な積載率(%)	平均的な輸送台数(日)	平均的な台数(日)	営業日数(年間)	輸送ルートの距離(km)	標準走行時間(時間)	①A工場～G倉庫	トラック	10トン	80%	5	300	100km	3.0	②B工場～G倉庫	トラック	10トン	60%	2	300	150km	3.5	③G倉庫～E商店	トラック	4トン	60%	5	300	90km	2.5	④G倉庫～F商店	トラック	4トン	80%	10	300	60km	2.1																																																							
輸送ルート	輸送方法	最大積載量(t)	平均的な積載率(%)	平均的な輸送台数(日)	平均的な台数(日)	営業日数(年間)	輸送ルートの距離(km)	標準走行時間(時間)																																																																																									
①A工場～G倉庫	トラック	10トン	80%	5	300	100km	3.0																																																																																										
②B工場～G倉庫	トラック	10トン	60%	2	300	150km	3.5																																																																																										
③G倉庫～E商店	トラック	4トン	60%	5	300	90km	2.5																																																																																										
④G倉庫～F商店	トラック	4トン	80%	10	300	60km	2.1																																																																																										
（３）CO₂排出量（年間）の計算 上記（１）（２）に基づき、計画する物流フローにおける年間のCO₂排出量を計算。 計算に当たっては、上記（２）で検証した数値と、国土交通省で用意した係数（燃料使用原単位、単位発熱量、排出係数等）を「目標値計算シート」に入力し、算出。	② 数量×全物流フローによるCO₂排出量 6,316.4 t-CO₂ <table><tr><th>輸送ルート</th><th>主な輸送方法</th><th>積載量(t)</th><th>平均的な積載率(%)</th><th>平均的な輸送台数(日/年)</th><th>営業日数(日/年)</th><th>年間輸送量(t/年)</th><th>輸送ルートの距離(km)</th><th>輸送ルートの標準走行時間(時間)</th><th>前送時間(時間/年)</th><th>前送距離(km/年)</th><th>輸送インデックス(kg/t-km)</th><th>収束トンキロの燃料消費係数(kg/t-km)</th><th>排出係数(t/t-km)</th><th>44/12</th><th>排出CO₂(t/年)</th></tr><tr><td>① A工場 ⇒ G倉庫</td><td>トラック</td><td>10</td><td>80%</td><td>8</td><td>5</td><td>300</td><td>19,200</td><td>120</td><td>3.20</td><td>7,680</td><td>288,000</td><td>0.0410</td><td>38.2</td><td>0.1870</td><td>2,474.3</td></tr><tr><td>② B工場 ⇒ G倉庫</td><td>トラック</td><td>10</td><td>60%</td><td>6</td><td>2</td><td>300</td><td>19,200</td><td>150</td><td>3.50</td><td>7,680</td><td>288,000</td><td>0.0410</td><td>38.2</td><td>0.1870</td><td>2,474.3</td></tr><tr><td>③ G倉庫 ⇒ E商店</td><td>トラック</td><td>4</td><td>60%</td><td>3</td><td>5</td><td>300</td><td>4,800</td><td>90</td><td>2.30</td><td>3,450</td><td>120,000</td><td>0.0886</td><td>38.2</td><td>0.1870</td><td>683.9</td></tr><tr><td>④ G倉庫 ⇒ F商店</td><td>トラック</td><td>4</td><td>80%</td><td>3</td><td>10</td><td>300</td><td>4,800</td><td>60</td><td>2.10</td><td>3,450</td><td>120,000</td><td>0.0886</td><td>38.2</td><td>0.1870</td><td>683.9</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>26</td><td></td><td>48,000</td><td></td><td></td><td>22,260</td><td>816,000</td><td>5,378,000</td><td></td><td></td><td></td><td>6,316.4</td></tr></table> ⚠ 「目標値計算シート」はP.21参照。 【年間CO₂排出量：6,316.4トン】	輸送ルート	主な輸送方法	積載量(t)	平均的な積載率(%)	平均的な輸送台数(日/年)	営業日数(日/年)	年間輸送量(t/年)	輸送ルートの距離(km)	輸送ルートの標準走行時間(時間)	前送時間(時間/年)	前送距離(km/年)	輸送インデックス(kg/t-km)	収束トンキロの燃料消費係数(kg/t-km)	排出係数(t/t-km)	44/12	排出CO ₂ (t/年)	① A工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	80%	8	5	300	19,200	120	3.20	7,680	288,000	0.0410	38.2	0.1870	2,474.3	② B工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	60%	6	2	300	19,200	150	3.50	7,680	288,000	0.0410	38.2	0.1870	2,474.3	③ G倉庫 ⇒ E商店	トラック	4	60%	3	5	300	4,800	90	2.30	3,450	120,000	0.0886	38.2	0.1870	683.9	④ G倉庫 ⇒ F商店	トラック	4	80%	3	10	300	4,800	60	2.10	3,450	120,000	0.0886	38.2	0.1870	683.9	合計				26		48,000			22,260	816,000	5,378,000				6,316.4
輸送ルート	主な輸送方法	積載量(t)	平均的な積載率(%)	平均的な輸送台数(日/年)	営業日数(日/年)	年間輸送量(t/年)	輸送ルートの距離(km)	輸送ルートの標準走行時間(時間)	前送時間(時間/年)	前送距離(km/年)	輸送インデックス(kg/t-km)	収束トンキロの燃料消費係数(kg/t-km)	排出係数(t/t-km)	44/12	排出CO ₂ (t/年)																																																																																		
① A工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	80%	8	5	300	19,200	120	3.20	7,680	288,000	0.0410	38.2	0.1870	2,474.3																																																																																		
② B工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	60%	6	2	300	19,200	150	3.50	7,680	288,000	0.0410	38.2	0.1870	2,474.3																																																																																		
③ G倉庫 ⇒ E商店	トラック	4	60%	3	5	300	4,800	90	2.30	3,450	120,000	0.0886	38.2	0.1870	683.9																																																																																		
④ G倉庫 ⇒ F商店	トラック	4	80%	3	10	300	4,800	60	2.10	3,450	120,000	0.0886	38.2	0.1870	683.9																																																																																		
合計				26		48,000			22,260	816,000	5,378,000				6,316.4																																																																																		

「現行の物流フロー」と「計画する物流フロー」のCO₂排出量の差(2,149t)がCO₂排出量削減目標

CO₂削減目標の算定式・基礎データ（改良トンキロ法）

1. 算定式

積載率と車両の燃料種類、最大積載量別の輸送トンキロからCO₂排出量を算定します。



2. 必要なデータ・その入手方法

貨物輸送に使用しているトラックの燃料種類（ガソリン・軽油）別、最大積載量別に輸送重量と輸送距離を把握する必要があります。

《必要なデータとその把握方法》

必要なデータ	データの把握方法
輸送重量 (トン)	以下に示すように、貨物単位もしくは車両単位で把握します。 ① 貨物単位：・実重量(実測) ・容積換算重量(一律換算もしくは貨物種別換算) ② 車両単位：・最大積載量 ・最大積載量 × 平均積載率
輸送距離	以下の把握方法が考えられます。 ① 実輸送距離 ② 輸送計画距離(発着地点間道のり) ③ 輸送みなし距離(都道府県庁所在地道のり)
積載率	使用車両の使用燃料種類、最大積載量別に積載率を把握する必要があります(不明な場合は、下表「積載率が不明な場合」の値を使用)。

《データ入手可能性》

	輸送重量	輸送距離	積載率
輸送事業者	○(実測/換算)	○(実測)	○(実測)
荷主	○(実測/換算)	○(推定)	○(原単位表より)

注1：自家物流の場合には自社が輸送事業者にもなります。
注2：トラックの場合、車種毎のデータが必要になります。
注3：輸送事業者も把握できない場合があります。
注4：輸送事業者がデータ提供を求める場合には、データの内容や頻度等について、輸送事業者の作業負荷等に十分配慮する必要があります。

《改良トンキロ法エネルギー消費原単位（燃料別・最大積載量別・積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量）》

燃料	最大積載量(kg)	輸送トンキロ当たり燃料使用量(ℓ/t・km)								積載率が不明な場合			
		積載率(%)								平均積載率		原単位	
		中央値	10%	20%	40%	60%	80%	100%		自家用	営業用	自家用	営業用
ガソリン	軽貨物車	350	2.74	1.44	0.758	0.521	0.399	0.324		10%	41%	2.74	0.741
	～1,999	1,000	1.39	0.73	0.384	0.264	0.202	0.164		10%	32%	1.39	0.472
	2,000以上	2,000	0.886	0.466	0.245	0.168	0.129	0.105		24%	52%	0.394	0.192
軽油	～999	500	1.67	0.954	0.543	0.391	0.309	0.258		10%	36%	1.67	0.592
	1,000～1,999	1,500	0.816	0.465	0.265	0.191	0.151	0.126		17%	42%	0.53	0.255
	2,000～3,999	3,000	0.519	0.295	0.168	0.121	0.0958	0.08		39%	58%	0.172	0.124
	4,000～5,999	5,000	0.371	0.212	0.12	0.0867	0.0686	0.0573		49%	62%	0.102	0.0844
	6,000～7,999	7,000	0.298	0.17	0.0967	0.0696	0.0551	0.0459				0.082	0.0677
	8,000～9,999	9,000	0.253	0.144	0.082	0.059	0.0467	0.039				0.0696	0.0575
	10,000～11,999	11,000	0.222	0.126	0.0719	0.0518	0.041	0.0342				0.061	0.0504
	12,000～16,999	14,500	0.185	0.105	0.0601	0.0432	0.0342	0.0285				0.0509	0.0421

注1：より正確にエネルギー使用量を求めるためには、下記の関数に値を代入して原単位を求めます（有効数字2桁）
【ガソリン車】 $\ln y = 2.67 - 0.927 \ln(x/100) - 0.648 \ln z$
【ディーゼル車】 $\ln y = 2.71 - 0.812 \ln(x/100) - 0.654 \ln z$
ただし、y:輸送トンキロ当たり燃料使用量(ℓ)、x:積載率(%), z:最大積載量(kg)、lnは自然対数。
注2：積載率10%未満の場合は、積載率10%の時の値を用います。
出典：省エネ法告示より作成

《CO₂排出係数》

No.	燃料の種類	単位	①単位発熱量 (GJ/kℓ)	②排出係数 (tC/GJ)	③CO ₂ 排出係数 (①×②×44/12)
1	ガソリン	kℓ	34.6	0.0183	2.32 tCO ₂ /kℓ
2	軽油	kℓ	38.2	0.0187	2.62 tCO ₂ /kℓ

3-2 二酸化炭素(CO₂) 排出量削減目標計算シート

輸送網集約によるCO₂削減・省力化効果の試算(改良トナキロ法に基づく試算)

① 実行の物流フローによるCO2排出量										8465.6 t-CO2									
輸送ルート		主な輸送方法		積載量 (t)	平均的な積載率 (%)	平均的な積載量 (t)	平均的な輸送台数 (台/日)	営業日数 (日/年)	年間輸送量 (t/年)	輸送ルート の距離 (km)	輸送ルートの標準走行時間 (時間)	総輸送時間 (時間/年)	総輸送距離 (km/年)	輸送トナキロ (t・km) k=f×g	改良トナキロ 法燃料使用 原単位 (g/t・km)	単位燃費量 (GJ/t)	排出係数 (tC/GJ)	44/12	排出CO2 p=k×i×m×n ×o÷1,000
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p		
		個別記入	個別記入	自動計算	個別記入	個別記入	自動計算	個別記入	個別記入	自動計算	自動計算	自動計算	自動計算	個別記入	個別記入	個別記入	自動計算		
①	A工場 ⇒ C倉庫	10	80.0%	8	5	300	12,000	100	3.00	4,500	150,000	0.0410	1,200,000	0.0410	38.2	0.1870	3.6667	1,288.7	
②	A工場 ⇒ D倉庫	10	60.0%	6	8	300	14,400	150	3.50	8,400	360,000	0.0518	2,160,000	0.0518	38.2	0.1870	3.6667	2,930.6	
③	B工場 ⇒ C倉庫	10	60.0%	6	2	300	3,600	150	3.00	1,800	90,000	0.0518	540,000	0.0518	38.2	0.1870	3.6667	732.7	
④	B工場 ⇒ D倉庫	10	60.0%	6	5	300	9,000	90	2.50	3,750	135,000	0.0518	810,000	0.0518	38.2	0.1870	3.6667	1,099.0	
⑤	C倉庫 ⇒ E商店	4	60.0%	2	4	300	2,880	50	2.00	2,400	60,000	0.0867	144,000	0.0867	38.2	0.1870	3.6667	327.0	
⑥	C倉庫 ⇒ F商店	4	40.0%	2	2	300	960	80	2.30	1,380	48,000	0.1200	76,800	0.1200	38.2	0.1870	3.6667	241.4	
⑦	D倉庫 ⇒ E商店	4	60.0%	2	5	300	3,600	90	2.50	3,750	135,000	0.0867	324,000	0.0867	38.2	0.1870	3.6667	735.8	
⑧	D倉庫 ⇒ F商店	4	80.0%	3	10	300	9,600	60	2.10	6,300	180,000	0.0866	576,000	0.0866	38.2	0.1870	3.6667	1,035.0	
⑨	D倉庫 ⇒ C倉庫	4	40.0%	2	5	300	2,400	10	1.50	2,250	15,000	0.1200	24,000	0.1200	38.2	0.1870	3.6667	75.4	
	合計				46		58,440				34,530	1,173,000	5,854,800						8,465.6

② 計画する物流フローによるCO ₂ 排出量										6316.4 t-CO ₂									
輸送ルート	主な輸送方法	積載量 (t)	平均的な積載率 (%)	平均的な積載量 (t)	平均的な輸送台数 (台/日)	営業日数 (日/年)	年間輸送量 (t/年)	輸送ルートの距離 (km)	輸送ルートの標準走行時間 (時間)	総輸送時間 (時間/年)	総輸送距離 (km/年)	輸送トンキロ (t・km)	改良トンキロ 法燃料使用 原単位 (g/t・km)	単位燃費量 (GJ/t)	排出係数 (tC/GJ)	44/12	排出CO ₂ $p=k \times i \times m \times n$ $\times o \div 1000$		
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p		
① A工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	80%	8	8	300	19,200	120	3.20	7,680	288,000	2,304,000	0.0410	38.2	0.1870	3.6667	2,474.3		
② B工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	80%	8	8	300	19,200	120	3.20	7,680	288,000	2,304,000	0.0410	38.2	0.1870	3.6667	2,474.3		
③ G倉庫 ⇒ E商店	トラック	4	80%	3	5	300	4,800	80	2.30	3,450	120,000	384,000	0.0680	38.2	0.1870	3.6667	683.9		
④ G倉庫 ⇒ F商店	トラック	4	80%	3	5	300	4,800	80	2.30	3,450	120,000	384,000	0.0680	38.2	0.1870	3.6667	683.9		
合計					26		48,000			22,260	816,000	5,376,000					6,316.4		

【CO₂削減・省力化効果】

1. 環境負荷の低減に係る効果
二酸化炭素排出量: 2,149.2 t-CO₂ 削減 (削減率 25.39 %)
2. 省力化に係る効果
① 施設に入庫するトラックの台数
1日当たり 20 台 削減 (削減率 43.48 %)
② トラックの走行距離
年間 357.0 千km 削減 (削減率 30.43 %)
③ トラックの走行時間
年間 12.27 千時間 削減 (削減率 35.53 %)
④ トラック輸送量
年間 478.8 千t・km 削減 (削減率 8.18 %)

輸送網集約によるCO2削減・省力化効果の試算(改良トキロ法に基づく試算)

① 現行の物流フローによるCO2排出量														
輸送ルート	主な輸送方法	t-CO2		t-CO2		t-CO2		t-CO2						
		積載量 (t)	平均的な積載率 (%)	平均的な積載量 (t)	平均的な積載率 (%)	年間輸送量 (t/年)	輸送ルート の距離 (km)	輸送ルート の標準走行時間 (時間)	総輸送時間 (時間/年)					
		a	b	c=a×b	d	e	f=c×d×e	g	h					
		個別記入	個別記入	自動計算	個別記入	個別記入	自動計算	個別記入	自動計算					
① A工場 ⇒ C倉庫	トラック	10	80.0%	8	5	300	12,000	100	3.00					
② A工場 ⇒ D倉庫	トラック	10	60.0%	6	8	300	14,400	150	3.50					
③ B工場 ⇒ C倉庫	トラック	10	60.0%	6	2	300	3,600	150	3.00					
④ B工場 ⇒ D倉庫	トラック	10	60.0%	6	5	300	9,000	90	2.50					
⑤ C倉庫 ⇒ E商店	トラック	4	60.0%	2	4	300	2,880	50	2.00					
⑥ C倉庫 ⇒ F商店	トラック	4	40.0%	2	2	300	960	80	2.30					
⑦ D倉庫	現行の物流フローにおける輸 送ルート全てを記入	該当する輸送ルートで使用する 車種と積載量を記入		2	5	300	12,000	90	2.50					
⑧ D倉庫		2	10.0%	3	10	300	36,000	60	2.10					
⑨ D倉庫		2	5.0%	2	5	300	2,400	10	1.50					
合計					46		58,440		34,530					
② 計画する物流フローによるCO2排出量														
輸送ルート	主な輸送方法	t-CO2		t-CO2		t-CO2		t-CO2						
		積載量 (t)	平均的な積載率 (%)	平均的な積載量 (t)	平均的な積載率 (%)	年間輸送量 (t/年)	輸送ルート の距離 (km)	輸送ルート の標準走行時間 (時間)	総輸送時間 (時間/年)					
		a	b	c=a×b	d	e	f=c×d×e	g	h					
		個別記入	個別記入	自動計算	個別記入	個別記入	自動計算	個別記入	自動計算					
① A工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	80%	8	8	300	19,200	120	3.20					
② B工場 ⇒ G倉庫	トラック	10	80%	8	8	300	19,200	120	3.20					
③ G倉庫 ⇒ E商店	トラック	4	80%	3	5	300	4,800	80	2.30					
④ G倉庫 ⇒ F商店	トラック	4	80%	3	5	300	4,800	80	2.30					
合計					26		48,000		22,280					
【CO2削減・省力化効果】														
1. 環境負荷の低減に係る効果														
二酸化炭素排出量:		2,149.2	削減	(削減率 25.39%)										
2. 省力化に係る効果														
① 施設に入庫するトラックの台数														
1日当たり		20	削減	(削減率 43.49%)										
② トラックの走行距離														
年間		357.0	削減	(削減率 30.43%)										
③ トラックの走行時間														
年間		12.27	削減	(削減率 35.53%)										
④ トラック輸送量														
年間		478.8	削減	(削減率 8.18%)										

「現行の物流フロー」と「計画の物流フロー」の差により算出(自動計算)

「二酸化炭素(CO2)排出量削減目標計算シート」の様式は、以下のURLから入手することができますので、ご利用ください(Microsoft Excel形式)。

<http://www.mlit.go.jp/common/001158753.xlsx>

3-3 荷待ち時間削減目標計算シート

「荷待ち時間削減目標」の設定について

1. 現行の物流フローによる総荷待ち時間（試算）

【現行の物流フロー】	個別入力	個別入力	個別入力	個別入力	自動計算
	トラック出入庫台数 (1日当たり・台) a	営業日 (年間・日数) b	荷待ち発生率 (%) c	平均荷待ち時間 (1荷役当たり・時間) d	総荷待ち時間 (年間・時間) e=a×b×c×d
C倉庫	12	300	18.6%	1.40	937
D倉庫	7	300	18.6%	1.12	437
	19				1,375

※「荷待ち発生率」「平均荷待ち時間」は、①「トラック輸送の実態調査データ」(別紙参照)又は②「申請者データ」のいずれかを記入

2. 荷待ち時間削減率の目標設定

○ 荷待ち時間削減の目標

申請者任意設定

60% 削減

※物流の最適化(輸送ルートの整理、物流施設の統合)、物流施設のハード面、ソフト面の効率化(取扱貨物量に見合った物流施設の規模の設定、トラック予約受付システムの導入、トラック営業所設置、高規格バース・荷さばき・転回場の整備等)により、現行の物流で発生が見込まれる総荷待ち時間(年間)に対する削減目標(削減率)を設定

自動計算	自動計算	自動計算
総荷待ち時間 (年間・時間) e	荷待ち時間削減目標 (%) f	削減すべき荷待ち時間 (年間・時間) g=e×f
1,375	60.0%	825

自動計算	自動計算	自動計算
総荷待ち時間 (年間・時間) e	削減すべき荷待ち時間 (年間) h	目標荷待ち時間 (年間・時間) i=e-h
1,375	825	550

3. 計画する物流フローによる目標総荷待ち時間・目標平均荷待ち時間（試算）

【計画の物流フロー】	個別入力	個別入力	個別入力	自動計算	
	トラック出入庫台数 (1日当たり・台)	営業日 (年間・日数)	荷待ち発生率 (%)	平均荷待ち時間 (時間)	目標荷待ち時間 (年間・1荷役当たり・時間)
	j	k	c	l	i
特定流通業務施設	22	300	18.6%	X	550

	自動計算	自動計算	自動計算	自動計算	
	荷待ちが発生する荷役回数(トラック出入庫台数) (年間・延べ回数) $m=j \times k \times c$	目標荷待ち時間 (年間・時間) i	目標平均荷待ち時間 (1荷役当たり・時間) $l=i/m$	目標平均荷待ち時間 (1荷役当たり・分) $n=l \times 60$	
特定流通業務施設	1,228	550	0.448	26.9	※30分以下を目標に設定

※30分以下を目標に設定

4. 荷待ち時間削減に伴うアイドリング時間減少による年間CO2排出量の削減量（試算）

個別入力	自動計算	自動計算	自動計算
アイドリング10分当たりCO2排出量	削減すべき荷待ち時間	年間削減CO2排出量	
g-CO2 a	t-CO2 b=a/1000000	時間 c	分 d=c×60
107	0.000107	825	49,497
			10分当たり・t e=b*d/10
			0.5

「荷待ち時間削減目標」の設定について

別紙(荷待ち時間基礎データ)から平均荷待ち時間を品目により選択記入するか、申請者が独自に集計したデータを記入

1. 現行の物流フローによる総荷待ち時間(試算)

【現行の物流フロー】		個別入力	個別入力	個別入力	個別入力	自動計算
	トラック入出庫台数 (1日当たり・台)	営業日 (年間・日数)	荷待ち発生率 (%)	平均荷待ち時間 (1荷役当たり・時間)		総荷待ち時間 (年間・時間) e=a×b×c×d
	a	b	c	d		
C倉庫	12	300	18.6%	日用品 1.40		937
D1	特定流通業務施設に入出庫する 1日当たりの全トラックの台数(想 定)を記入 ※「トラック予約受付システム」を 利用するトラックの台数ではない ことに注意	7	300	加工食品 1.12		437
						0
	19					1,375

※「荷待ち発生率」「平均荷待ち時間」は、①「トラック輸送の実態調査データ」(別紙参照)又は②「申請者データ」のいずれかを記入

2. 荷待ち時間削減率の目標設定

○ 荷待ち時間削減の目標

別紙(荷待ち時間基礎データ)に基づき荷待ち発生率を記入するか、申請者が独自に集計したデータを記入

申請者任意設定

60% 削減

※物流の最適化(輸送ルートの整理、物流施設の統合)、物流施設のハード面、ソフト面の効率化(取扱貨物量に見合った物流施設の規模の設定、トラック予約受付システムの導入、トラック営業所設置、高規格バス・荷さばき・転回場の整備等)により、現行の物流で発生が見込まれる総荷待ち時間(年間)に対する削減目標(削減率)を設定

自動計算	自動計算	自動計算
総荷待ち時間 (年間・時間) e	荷待ち時間削減目標 (%) f	削減すべき荷待ち時間 (年間・時間) $g=e \times f$
1,375	60.0%	825
自動計算	自動計算	自動計算
総荷待ち時間 (年間・時間) e	削減すべき荷待ち時間 (年間) h	目標荷待ち時間 (年間・時間) $i=e-h$
1,375	825	550

「トラック予約受付システム」「トラック営業所等設置」の効果だけではなく、特定流通業務施設の整備の全体の効果として、「目標平均荷待ち時間」が30分以下となるよう目標値を設定

3. 計画する物流フローによる目標総荷待ち時間・目標平均荷待ち時間(試算)

【計画の物流フロー】		個別入力		個別入力		自動計算	
	トラック入出庫台数 (1日当たり・台) j	営業日 (年間・日数) k	荷待ち発生率 (%) c	平均荷待ち時間 (時間) l	目標荷待ち時間 (年間・1荷役当たり・時間) i		
特定流通業務施設	22	300	18.6%	X	550		

自動計算		自動計算		自動計算		自動計算	
	荷待ちが発生する荷役回数(トラック入出庫台数) (年間・延べ回数) $m=j \times k \times c$	目標荷待ち時間 (年間・時間) i	目標平均荷待ち時間 (1荷役当たり・時間) $l=i/m$	目標平均荷待ち時間 (1荷役当たり・分) $n=l \times 60$			
特定流通業務施設	1,228	550	0.448	26.9	※30分以下を目標に設定		

4. 荷待ち時間削減に伴うアイドリング時間減少による年間CO2排出量の削減量(試算)

個別入力	自動計算	自動計算	自動計算
アイドリング10分当たりCO2排出量 g-CO2 a	削減すべき荷待ち時間 時間 c	年間削減CO2排出量 10分当たり・t $d=c \times 60$ e=b*d/10	
107	0.000107	825	49,497
			0.5

別紙(荷待ち時間基礎データ)に基づき、車種に応じて、アイドリング10分間あたりのCO2排出量の中央値を記入(車種が複数の場合は、中型トラック換算で算出)

「荷待ち時間削減目標計算シート」の様式は、以下のURLから入手することができますので、ご利用ください(Microsoft Excel形式)。

<http://www.mlit.go.jp/common/001147326.xlsx>

荷待ち時間基礎データ

1. 平均荷待ち時間（1 荷役当たり・時間）

No.	品 目	荷待ち時間（時間）
1	原木・材木等の林産品	1.55
2	完成自動車・オートバイ	1.43
3	日用品	1.40
4	家電・民生用機械	1.38
5	壁紙・タイルなど住宅用資材	1.36
6	鋼材・建材などの建築・建設用金属製品	1.33
7	紙・パルプ	1.23
8	米・麦・穀物	1.22
9	医薬品	1.20
10	鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	1.17
11	機械ユニット・半製品	1.13
12	加工食品	1.12
13	糸・反物などの繊維素材	1.12
14	精密機械・生産用機械・業務用機械	1.10
15	飲料・酒	1.10
16	金属部品・金属加工品（半製品）	1.08
17	プラスチック性部品・加工品、ゴム性部品・加工品	1.08
18	その他の化学製品	1.07
19	ガソリン・軽油など石油石炭製品	1.05
20	生鮮食品	1.05
	全体平均	1.15

※「トラック輸送状況の実態調査（2015年国土交通省）」による。

2. 荷待ち時間発生率

荷待ち時間が
発生した
荷役作業

÷

荷役作業数
（全体）

×

100

=

荷待ち時間
発生率

18,196回
（延べ発生
回数）

÷

98,058回
（延べ発生
回数）

×

100

=

18.6%

※「トラック輸送状況の実態調査（2015年国土交通省）」による。

3. アイドリング10分間あたりのCO2排出量

車種	アイドリング10分間あたり 二酸化炭素排出量 （炭素換算）	中央値
小型トラック(2トン車)	58 ～ 87g	72.5g
中型トラック(4トン車)	94 ～ 120g	107g
大型トラック(10トン車)	160 ～ 220g	190g

※環境省アイドリングストップQ&Aによる。

3-4 荷待ち時削減目標計算シート

「施設内作業員のオペレーション改善目標」の設定について

1. 現行の施設内作業フローにおける年間施設内総作業時間（試算）

	個別入力	個別入力	個別入力	自動計算	自動計算
	工程	(A) 一月当たり 貨物量	(B) 一人当たり 作業量/時間	(C) 一月当たり 施設総労働時間(A/B)	(D) 年間総作業時間 (C×12)
入庫	荷下ろし	3,142	3.0	1,047	12,570
	検品	4,124	8.0	516	6,187
	荷さばき・搬送	4,124	5.0	825	9,899
保管	保管管理・棚卸	982	3.0	327	3,928
出庫	荷さばき・搬送	3,142	5.0	628	7,542
	検品	3,142	8.0	393	4,714
	荷積み	2,160	3.0	720	8,642
その他	その他業務 (流通加工等)	2,160	3.0	720	8,642
	合計			5,177	62,121

記載の各工程は例となっておりますので、各事業者で項目を変更頂いて構いません。

貨物量の単位に関しては、トン、カートン数等、取扱貨物に応じて各事業者にて設定下さい。

2. 計画する施設内作業フローにおける目標年間施設内総作業時間（試算）

	個別入力	個別入力	個別入力	自動計算	自動計算	個別入力	個別入力	個別入力
	工程	(A) 一月当たり 貨物量	(B) 一人当たり 作業量/時間	(C) 一月当たり 施設総労働時間(A/B)	(D) 年間総作業時間 (C×12)	導入DX関連機器 (台数)	(E)DX関連機器 の効果	その他取組
入庫	荷下ろし	3,142	3.5	898	10,774			トラック予約受付システム導入による効率化
	検品	4,124	13.0	317	3,807	自動検品システム(10)	2,379	
	荷さばき・搬送	4,124	5.0	825	9,899			
保管	保管管理・棚卸	982	6.0	164	1,964	自動化保管装置(1)	1,964	
出庫	荷さばき・搬送	3,142	5.0	628	7,542			
	検品	3,142	13.0	242	2,901	自動検品システム(10)	1,813	
	荷積み	2,160	3.5	617	7,407			トラック予約受付システム導入による効率化
その他	その他業務 (流通加工等)	2,160	3.0	720	8,642			
	合計			4,411	52,935		6,156	

導入DX関連機器の活用及びその他取組による見込まれる省力化の効果を定量的に反映させて記載して下さい。

倉庫内における作業の効率化を図るため、導入予定の物流DX関連機器(物効法施行規則第2条第2項7号ホに該当するもの)を記載して下さい。

3. 施設内作業員のオペレーション改善目標

○ 年間施設内作業時間総削減量：62,121【1.(D)】－52,935【2.(D)】
＝ 9,186時間削減

○ 物流DX関連機器導入による効果：6,156時間削減【2.(E)】

4. 認定申請書等の様式

総合効率化計画認定申請書及び流通業務総合効率化事業実施状況報告書の提出は電子メールでの受付が可能となっております。
電子申請の際には各運輸局にお問い合わせください。

4-1 総合効率化計画認定申請書（様式）

総合効率化計画認定申請書

年 月 日

(地方) 運輸局長 または 国土交通大臣
(地方) 農政局長 または 農林水産大臣
(地方) 経済産業局長 または 経済産業大臣 殿

(代表申請者)
所在地
名称
代表者氏名

(共同申請者)
所在地
名称
代表者氏名

(共同申請者)
所在地
名称
代表者氏名

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の総合効率化計画について認定を受けたいので申請します。

1. 流通業務総合効率化事業を実施する者の概要

(1) 流通業務を実施する者

事業者名	本社所在地	代表者名	資本金	従業員数
(法人番号:)				
営業所の名称	営業所所在地		連絡先	

事業者名	本社所在地	代表者名	資本金	従業員数
(法人番号:)				
営業所の名称	営業所所在地		連絡先	

(2) 特定流通業務施設を整備する者

事業者名	本社所在地	代表者名	資本金	従業員数
(法人番号:)				
営業所の名称	営業所所在地		連絡先	

(3) その他

事業者名	本社所在地	代表者名	資本金	従業員数
営業所の名称	営業所所在地		連絡先	
(法人番号:)				

2. 流通業務総合効率化事業の目標

3. 流通業務総合効率化事業の内容

(1) 取扱品目

(2) 一体的に行う流通業務の種類

(3) 流通業務の処理の内容

i) 現行

ii) 計画

※ トラックターミナル事業を実施する場合にあってはトラックターミナルの位置、規模及び構造（7. で記載する場合を除く。）を、貨物軌道事業を実施する場合にあっては軌道及び停留場の位置を明確に記載すること。

(チェック欄)

流通業務総合効率化事業の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容*は含みません。	
---	--

※ 競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持若しくは引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うこと等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として独占禁止法に違反することになる（流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）第6、9）。

(4) 倉庫業等の該当の有無及び許可又は登録の有無

事業者名：

事業の種類	該当の有無	許可又は登録の有無	変更認可等の必要の有無
第一種貨物利用運送事業			
第二種貨物利用運送事業			
一般貨物自動車運送事業			
貨物軽自動車運送事業			
貨物運送一般旅客定期航路事業			
貨物鉄道事業			
貨物軌道事業			
トラックターミナル事業			
倉庫業			

事業者名：

事業の種類	該当の有無	許可又は登録の有無	変更認可等の必要の有無
第一種貨物利用運送事業			
第二種貨物利用運送事業			
一般貨物自動車運送事業			
貨物軽自動車運送事業			
貨物運送一般旅客定期航路事業			
貨物鉄道事業			
貨物軌道事業			
トラックターミナル事業			
倉庫業			

4. 流通業務総合効率化事業の実施時期

	年 月	備 考
業務処理実施スケジュール (試行、本格稼動)	試 行 本格稼動	

5. 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

項 目	自己資金		補助金	公的機関からの借入れ		民間機関 からの借入 れ	合 計
土 地							
建 物							
設 備							
運転資金							
計							

6. 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条又は鉄道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容

7. 特定流通業務施設の整備に関する事項

(1) 特定流通業務施設の内容（設備の仕様については別添参照）

名 称		
区 分		
所有者		
所在地		
敷地面積		
社会資本等との位置関係		
床面積（容積）※	荷さばき	m ² （ m ³ ）
	保管施設	m ² （ m ³ ）
	流通加工施設	m ² （ m ³ ）
	その他の施設	m ²
	合 計	m ²
主要構造部（柱・はり）の構造		
付設する流通効率化設備等の内容		
免震・制震構造の有無（営業倉庫）		
災害対策の内容		

※ 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫にあっては、容積を、貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（普通倉庫）にあっては、床面積を記入すること。

(2) 貨物自動車運送事業の営業所、自動車車庫

事業者名	
本社所在地	
代表者名	
営業所等の名称	
営業所等の位置 (土地・建物の所有者名)	
営業所等に配置する事業用自動車の数	
自動車車庫の位置 (土地・建物の所有者名)	
自動車車庫の収容能力	
営業所等において行う業務内容	

(3) 特定流通業務施設の整備スケジュール

	年 月	備 考
建設スケジュール	基 本 設 計 実 施 設 計 土 地 取 得 建 築 確 認 請負事業者決定 着 工 竣 工	
土地利用・建設規制に係る許認可スケジュール	農振法区域変更（農振除外）申請 申請 許可 農振法農地転用許可申請 申請 許可 都市計画法開発行為許可申請 申請 許可	

8. 流通業務総合効率化事業の実施区域

特定流通業務施設を設置する都道府県	
輸送の発地となっている都道府県	
輸送の着地となっている都道府県	

9. 中小企業流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

中小企業流通業務総合効率化事業	それ以外の流通業務総合効率化事業

1 0 . 貨客運送効率化事業の該当有無と、該當時の関係地方公共団体

貨客運送効率化事業	関係地方公共団体

1 1 . 認定により適用を希望する支援措置

1 2 . その他基本方針に適合する事項

1 3 . 備考

○設備の概要

○物流設備・機器

○情報設備

○情報システム

○その他

以 上

「総合効率化計画認定申請書」の様式は、以下のURLから入手することができますので、ご利用ください(Microsoft Word形式)。

<http://www.mlit.go.jp/common/001374405.docx>

流通業務総合効率化事業実施状況報告書

(地方) 運輸局長 または 国土交通大臣
(地方) 農政局長 または 農林水産大臣
(地方) 経済産業局長 または 経済産業大臣 殿

(代表申請者)
所在地
名称
代表者氏名

(共同申請者)
所在地
名称
代表者氏名

(共同申請者)
所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付けで認定を受けた総合効率化計画に係る流通業務総合効率化事業の実施状況等を下記のとおり報告します。

記

1. 認定総合効率化計画に係る流通業務総合効率化事業の実施状況
(様式略)

(注) 認定総合効率化計画に記載した「流通業務の処理の内容等」について、現時点における状況、計画との相違点を明らかにすること。

2. 流通業務総合効率化事業の目標の達成状況
(様式略)

(注) 1. 認定総合効率化計画において、「流通業務総合効率化事業の目標」として設定した指標の達成状況を記入すること。

2. 「特定流通業務施設におけるトラックの待機時間の状況」については、以下の要領により記入すること。

- (1) 「目標平均待機時間」については、認定総合効率化計画において設定したトラックの待機時間の目標時間(分)を記入すること
 - (2) 「目標平均待機時間の達成状況」については、特定流通業務施設におけるトラックの到着から入出庫作業までの待機時間を計測し、これに基づき、報告期間における「目標平均待機時間」の達成状況を記入することとし、目標を達成できなかった場合には、その要因を記入すること。
 - (3) 「待機時間」については、原則として、トラックが当該施設に到着し、受付手続きを行ってから、入出庫作業を開始するまでの時間をいう(天候不順等計画的な流通業務の実施を阻害する要因が発生した場合を除く。)。
3. 「施設内作業員のオペレーション改善目標」については、以下の要領により記入すること。
- (1) 「目標年間施設内総作業時間」については、認定総合効率化計画において設定した目標施設内総作業時間(時間)を記入すること。
 - (2) 「目標年間施設内総作業時間の達成状況」については、特定流通業務施設内の総作業時間を計測するとともに、可能な限り導入した自動化・機械化関連機器の効果を定量的に把握し、これに基づき、報告期間における「目標年間施設内総作業時間」の達成状況を記入することとし、目標を達成できなかった場合には、その要因を記入すること。
4. 「流通業務総合効率化事業の目標」に上記以外の指標を設定した場合は、適宜様式に追加し記入すること。

「流通業務総合効率化事業実施状況報告書」の様式は、以下のURLから入手することができますので、ご利用ください(Microsoft Word形式)。
<http://www.mlit.go.jp/common/001374403.docx>

5. 「認定マーク」の交付

「認定マーク」の概要

- ・ 物流総合効率化法の認定を受けた事業者に対し、「物流総合効率化法認定マーク」を交付しております。
- ・ 「認定マーク」の使用を通じて、認定事業者のイメージ向上、流通業務の総合化及び効率化に対する取組意欲の向上等が図られることを期待しております。

「認定マーク」の説明



- ・ WはWin-Winを図案化し、荷主と物流事業者が大きく展開していくことを表します。
- ・ 二つの流れが交差し、ダイナミックに展開する物流の姿を表します。
- ・ 事業者同士が腕を組んだ姿（協力や協調）も含み、青と緑は、空（きれいな空気）、自然（環境への配慮）を表します。

「認定マーク」の使用ルールについて

○「認定マーク」の表示方法

認定総合効率化事業者は、次に掲げる範囲内で「認定マーク」を表示することができます。

(1) 施設等に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設（物流施設、営業所等）又はその施設を統括している事務所（本社、支所等）

(2) 車両に表示する場合

総合効率化計画に関する業務を専属して行う認定総合効率化事業者の車両又は認定総合効率化事業者と貨物利用運送事業（自動車運送）に係る契約を締結している実運送事業者の車両であって、当該業務を専属して行う車両

(3) 名刺に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設（物流施設、営業所等）又はその施設を統括している事務所の職員

(4) その他の方法で表示する場合

上記（1）～（3）に準じた範囲で表示

○「認定マーク」の譲渡・流出の禁止

認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を第三者に譲渡することはできません。

○使用方法等に関する指導

認定総合効率化事業者が本ガイドラインに反して「認定マーク」を使用していることが判明した場合等、地方運輸局担当部局からその使用方法について適切な措置を講じる旨の指導があったときは、その指導内容に従って下さい。

○「認定マーク」の使用禁止

総合効率化計画の認定の取消し処分を受けたこと又は上記による指導に従わないこと等を理由として、地方運輸局長が認定総合効率化事業者に対し「認定マーク」の使用を中止する旨通知したときは、当該認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を使用することはできません。

6. 認定申請に当たってのお問い合わせ先

運輸局名	担当課名	電話番号	管轄	住所
北海道運輸局	交通政策部 環境・物流課	011-290-2726	北海道	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
東北運輸局	交通政策部 環境・物流課	022-791-7508	宮城,福島,岩手, 青森,山形,秋田	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
北陸信越運輸局	交通政策部 環境・物流課	025-285-9152	新潟,長野,富山, 石川	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
関東運輸局	交通政策部 環境・物流課	045-211-7210	東京,神奈川,埼玉, 群馬,千葉,茨城, 栃木,山梨	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
中部運輸局	交通政策部 環境・物流課	052-952-8007	愛知,三重,静岡, 岐阜,福井	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
近畿運輸局	交通政策部 環境・物流課	06-6949-6410	大阪,京都,奈良, 滋賀,和歌山	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
神戸運輸監理部	総務企画部 物流施設対策官	078-321-3145	兵庫	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
中国運輸局	交通政策部 環境・物流課	082-228-3496	広島,鳥取,島根, 岡山,山口	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
四国運輸局	交通政策部 環境・物流課	087-802-6726	香川,徳島,愛媛, 高知	〒730-0019 香川県高松市ヲ木 ^ろ ト3番33号 高松サンポート合同庁舎南館
九州運輸局	交通政策部 環境・物流課	092-472-3154	福岡,長崎,大分, 佐賀,熊本,宮崎, 鹿児島	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11- 1 福岡合同庁舎新館
沖縄総合事務局	運輸部 総務運航課	098-866-1836	沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

